

関係府省 MICE 支援アクションプラン 2018

平成 30 年 7 月
MICE 推進関係府省連絡会議

はじめに

政府は、平成 28 年 3 月、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人旅行者を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人へ増加させ、質の高い観光交流を加速させることを目標として打ち出した。同ビジョンにおいて、MICE については、その誘致促進に向け政府レベルで支援する体制を構築するため、関係府省連絡会議を平成 28 年中に新設し、①レセプションでの国立施設の使用許可、②ポスト・コンベンション／展示会向け施設の拡充、③グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援等について検討することが盛り込まれている。これを受け、平成 29 年 5 月に観光立国推進閣僚会議において策定された「観光ビジョン実現プログラム 2017」及び、平成 29 年 6 月に日本経済再生本部において策定された「未来投資戦略 2017」においては、MICE 誘致・開催を政府横断的に支援するため、「MICE 推進関係府省連絡会議」において、政府横断的に支援する MICE 案件についての支援策をまとめた「関係府省 MICE 支援アクションプラン」を策定し、具体的な取組の検討を進めることが位置づけられたところである（「観光ビジョン実現プログラム 2017」の MICE 関連施策は文末に参考添付）。

アクションプランの検討にあたっては、平成 28 年 12 月に設置された「MICE 推進関係府省連絡会議」における関係府省の意見を踏まえ、MICE 誘致に関し府省連携が必要となる取組の方向性を、現時点のファーストステップとして、平成 29 年 7 月に中間的に「関係府省 MICE 支援アクションプラン 中間とりまとめ」として取りまとめた。

今般、関係府省は、「関係府省 MICE 支援アクションプラン中間とりまとめ」以降の進捗を踏まえ、関係府省の連携による新たな MICE 推進施策を含めた「関係府省 MICE 支援アクションプラン」を作成した。今後、同プランに位置づけられた施策を関係府省が連携・実施し、政府一丸となった MICE 国際競争力のより一層の強化を図るものである。

1. 今後の取組の基本的考え方

本とりまとめは、以下の 4 つの考え方を元に策定している。

(1) 政府一体となった総力を挙げた取組

国際会議の誘致・開催に際しては、国・都市レベルで関係者が一体となって取組に協力することが、海外との競争に勝つためにも極めて重要であり、国レベルにおける関係府省の連携を一層強化・深化させる。また、関係府省連絡会議は国際会議の誘致を主眼に置いた府省の構成となっているところ、MICE 全体に係る誘致取組の実施に当たり、課題の議論の場として、随時必要に応じて関係府省を拡大することで同会議の体制強化を

進めていく。

(2) 開催地としての魅力向上支援

国際会議の開催プログラムにおいて参加者に特別な経験をもたらすユニークベニュー等については、我が国でも利用可能施設の増加等そのメニューの充実に努めている一方、対象施設の開発及び利用について必ずしも十分に進んでいない状況であることから、国レベルにおいても所有施設のユニークベニュー化及び活用を積極的に進める。

また、今後、M（企業内会議）、I（報奨旅行）の誘致を進めるためには、日本を選択してもらうために企業内会議や報奨旅行の実施地を決定する決定権者に訴求する魅力的なメニューの開発が必要である。

(3) 誘致力の更なる強化

我が国における国際会議の誘致は、研究者や学会等がその中心的役割を果たす案件が多いが、各々の属人的な取組によるところも大きく、研究者等への情報提供など、誘致活動の更なる支援が必要である。

また、潜在的需要の掘り起こし等に向け、海外に対して業務展開をしている国の関係機関と連携する。

(4) 関係府省施策における MICE 活用強化【新規】

関係府省施策であって、①MICE を活用するもの及び、②MICE 誘致・開催の推進を通じてより大きな施策効果が期待されるもの等について、観光庁と関係府省は、シナジー効果の発揮に向け、施策の連携強化を進める。

2. 主要施策

(1) 政府横断的な総力を挙げた誘致・開催推進体制の構築

○ 国際会議の誘致に向けた円滑な支援体制の構築

- ・国際会議等の誘致に当たり、国によるバックアップ体制が構築されていること自体がアピールとなる場合がある。このため、各府省は関係する研究者・学会・団体に国際会議等誘致に向けた動きがある場合は、必要に応じて誘致に関係する団体等と調整した上で、観光庁に情報提供することとする。このうち、大臣による招請レターの発出や在外公館におけるレセプション等、関係各省による支援が誘致に効果的と考えられる案件については、当該国際会議等の誘致支援を希望する府省または観光庁は十分な時間的余裕を持って要請を行い、それに基づき、関係府省が連携し、支援を行う。観光庁は誘致の成否に関し、当該関係府省に通知する。【実施・継続】
- ・各府省大臣・内閣総理大臣の招請レターは、会議誘致等を国として支援する姿勢と熱意を示す重要なツールであるが、開催される国際会議等の分野は多岐に渡るため、当該分野について、各府省内での所管部局が必ずしも明確でないこともあり得る。この場合においても、迅速・円滑な招請レター発出を確保するため、観光庁は関係府省の協力の下、招請レター発出に関し発出の可否の判断期限の設定等一定のルールを策定・関係者間で共有し、JNTO 等を通じて誘致活動を行う各都市等の関係者にも周知する。【実施・継続】

○ MICE 推進関係府省連絡会議の活用

MICE 推進関係府省連絡会議を活用し、以下の取組を推進する。

① グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部を活用した課題の抽出・検討

・平成 24 年度より、観光庁が、コンベンションビューロー（以下「CB」と言う。）の機能高度化支援等を行ってきたグローバル MICE 都市（12 都市）が蓄積している高度な知見・経験や実施している先進的取組、直面している課題等を国・地方を挙げた関係者間で情報共有を図り、連携を深化させるため、平成 29 年 11 月、グローバル MICE 都市と、観光庁・経済産業省・JNTO・JETRO・MICE 有識者等で構成される「グローバル MICE 都市・都市力強化対策本部」を設置した。今後も同本部を効果的に活用し、各都市間の横の連携強化を図るとともに、国際会議等の誘致に係る課題のうち国の規制によるものがある場合は、当該規制の趣旨を損なわないよう留意しつつ、運用上の工夫、制度的改善その他の課題解決を可能とする方策について検討を行う。【実施・継続】

② MICE 誘致活動実施者に対する利用可能な補助・支援制度（CB によるものを含む）の周知推進

・国際会議誘致に取り組む団体等が会議誘致・開催に向けて利用可能な地方自治体・CB 等の補助制度や支援制度についてリスト化し、関係府省協力の下、周知活動を行う【実施・予定】

③ 文化財及び国立施設のユニークベニュー利用・視察受入先拡充等

・関係府省の協力の下、観光庁はユニークベニューに利用可能な文化財及び国立施設等をリストアップした「ユニークベニュー利用施設・視察利用施設リスト（仮称）」を作成し、観光庁と JNTO、関係府省は連携して JNTO のホームページ等を活用した PR を行う【実施・予定】

④ 関係府省連絡会議体制強化

・現在の関係府省連絡会議は国際会議の誘致を主眼に置いた府省の構成となっていて、今後は MICE 全体に係る誘致取組の実施に当たり、課題の議論の場として、随時必要に応じて関係府省を拡大することで同会議の体制強化を進めていく。【実施・継続】

⑤ MICE 相談ワンストップ窓口の役割明確化

・現在観光庁に設置されている「MICE 相談窓口」については、MICE 実施に係る各種規制等課題を受け付けるワンストップ窓口として、その役割を明確化する。観光庁は、これにより把握された課題等を関係省庁と共有し、当該課題等が国の規制に係

るものである場合にはその趣旨を損なわないよう留意しつつ、関係省庁は、その解決を可能とする方策について検討を行う。【新規】

(2) 開催地としての魅力向上

○ 国が開催に関わる会議におけるユニークベニユーの積極的活用

・観光庁においてリストアップした「ユニークベニユー施設リスト」について、各府省に対して情報共有を徹底するとともに、各府省が開催に関わる国際会議においてユニークベニユーの積極的な活用を促進する。【継続】

○ 国立施設の円滑な利用に向けた取組

・国立施設の利用について、利用者、国立施設双方の業務を円滑にするため、観光庁・関係府省・JNTO は、利用申請フロー等運用基準の策定に向け検討する。【継続】
・観光庁は、各府省が主催する国際会議におけるユニークベニユー利用実績をまとめ、活用の事例として収集し、収集結果を関係府省及び各 CB 等に共有することで、ユニークベニユー活用の気運を高める。【継続】

(3) 誘致力の更なる強化

○ JNTO・JETRO・在外公館等の連携による海外広報強化

・MICE の誘致に向け、観光庁・外務省・経済産業省・JNTO 等が連携し、JETRO や在外公館等海外に拠点を持つ関係機関を通じ、海外企業等に対し、日本での社内会議開催や報奨旅行の実施、日本開催の展示会への出展を継続的に PR する。
【実施・継続】

○ 国際会議の誘致支援に向けた日本学術会議との連携

・観光庁は、研究者による国際会議の誘致活動について、日本学術会議と JNTO の連携を強化し日本学術会議の有する人的ネットワークを十分に活用して誘致に関する支援を推進する。【継続】

○ 留学生 OB 人材へのアプローチの強化

・関係府省協力の下、観光庁が、日本学生支援機構や JICA 及び AOTS(海外産業人材育成協会)等海外からの日本への留学生等の受入支援を実施している機関と連携して、過去の日本留学等経験者に対して、日本での社内会議開催や報奨旅行の実施、日本開催の展示会への出展を PR する。
【強化・継続】

(4) 関係府省施策における MICE 活用強化

○ 展示会分野でのビジネスインバウンド促進（経済産業省）

- ・関係府省協力の下経済産業省は、日本の各種展示会への海外バイヤーの誘致促進及び海外での展示会への出展企業に対する日本の展示会への出展誘致を促進するため、受け入れ体制の整備及び海外向け PR 活動の方策等について検討する。

○ 農産品輸出促進に向けた MICE 活用強化（農林水産省）

- ・農林水産省は、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、見本市等への海外バイヤーの参加促進によるビジネス機会の更なる創出について、関係省庁と連携の上、PR 活動等の方策について検討・実施する。【新規】

○ 地域の文化・歴史的資源を活用した「地域の魅力向上」を目的とした広報強化（観光庁・JNTO・経済産業省・中小企業庁）

- ・経済産業省、中小企業庁、観光庁、JNTO が連携し、経済産業省の事業である「インバウンド型クールジャパン推進事業（地域文化資源活用空間創出事業）」において行う、商店街や中心市街地における歴史的建造物を活用した、文化イベント等を素材としたコンテンツを、海外の JNTO 海外事務所を通じて、海外の MICE メディア等へ発信する。【新規】

○ 「スポーツ MICE」の促進

- ・関係府省（スポーツ庁・観光庁）は、国際競技大会や国際会議等のスポーツ MICE の積極的な招致、開催を支援することにより、国際的地位の向上及び地域スポーツ・経済の活性化を推進する。

3. その他個別施策

(1) MICE 施設の運営等におけるコンセッション方式の導入促進

- ・PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）（平成 29 年 6 月 9 日民間資金等活用事業推進会議決定）において、MICE 施設については平成 29 年度から平成 31 年度までを集中強化期間として、6 件のコンセッション事業の具体化を目標としている。このため、観光庁は、内閣府・経済産業省・国土交通省内他部局と連携して、コンセッション方式の先行事例の進捗状況、地方公共団体による MICE 施設の新設・改良状況、導入に向けて利用可能な支援制度、コンセッション方式のメリット等に係る情報を他の地方公共団体に対し積極的に提供し、施設の新設・増設のみならず、既存施設も含め、同方式の導入を促していく。【実施・継続】